自転車損害賠償保険等に関する長野県ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自転車の安全で適正な利用に関する条例(平成31年条例第6号)第16条 の規定により、同条例第14条及び第15条に定める自転車損害賠償保険等の加入促進を図るため、自転車損害賠償保険等を取り扱う事業者の情報を長野県が管理する県公式ホームページ(以下「県ホームページ」という。)に掲載するために必要な事項を定めるものとする。

(掲載の対象となる事業者)

第2条 県ホームページに掲載する事業者は、一般社団法人日本損害保険協会又は一般社団法人外国 損害保険協会並びに一般社団法人日本共済協会の会員などであって、自転車損害賠償保険等を 取り扱う者とする。

(掲載事項)

- 第3条 県ホームページに掲載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業者名(通称名を掲載する希望がある場合、併せて掲載する。)
 - (2) 問い合わせ先(名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を掲載する。)
 - (3) リンク(リンク先ページは、原則として、自転車損害賠償保険等に関するものとする。)
 - (4) その他必要と認められる事項(保険商品名及び年齢制限ほか加入条件等。)

(掲載の申請)

- 第4条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、長野県ホームページへの掲載等申請書(様式 第1号)に記入の上、次の書類を添えて長野県県民文化部くらし安全・消費生活課長(以下「担 当課長」という。)に申請する。
 - (1) 申請者が第2条の要件を満たすことを確認できる資料
 - (2) リンク先ページ(最初に表示されるページ)をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷 したもの

(掲載の承認等)

- 第5条 担当課長は、前条の申請について第2条及び次項に照らして確認の上、県ホームページへの 掲載の承認又は不承認を決定し、長野県ホームページへの掲載等通知書(様式第2号)により 事業者に通知する。
- 2 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。
 - (1) 法令その他公序良俗に反する場合
 - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
 - (3) 問い合わせ先又はリンク先の内容が、県民等の利便性の向上を図ることができないおそれが ある場合
- 3 担当課長は、掲載を承認する場合は、第3条に定める事項を県ホームページに掲載する。 (事業者の責務)
- 第6条 県ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の事項を遵守するものとする。
 - (1)条例の自転車損害賠償保険等に係る規定について、問い合わせ窓口の担当職員に周知するとともに、県民等からの問い合わせに誠意をもって対応するように指導すること。
 - (2) 県民等の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問い合わせ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。

(3) 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

- 第7条 県ホームページへの掲載後、第3条の掲載事項の変更を希望する事業者は、長野県ホームページへの掲載等申請書(様式第1号)に、変更を確認するために必要な書類を添えて担当課長に申請する。
- 2 担当課長は、前項の申請について、第5条に準じて承認等を行う。

(掲載の終了)

- 第8条 県ホームページの掲載終了を希望する事業者は、県ホームページへの掲載等申請書(様式第 1号)により担当課長に申請する。
- 2 担当課長は、前項の申請について、県ホームページへの掲載終了を、長野県ホームページへの掲載 等通知書(様式第2号)により事業者に通知する。
- 3 担当課長は、通知後速やかに、県ホームページから事業者の情報を削除する。 (電子ファイルによる申請及び通知)
- 第9条 第4条、第7条第1項及び前条第1項の申請については、長野県ホームページへの掲載等申請書(様式第1号)及び添付書類をPDF形式の電子ファイルにより行うことができる。
- 2 第5条第1項、第7条第2項及び前条第2項の通知については、長野県ホームページへの掲載等 通知書(様式第2号)をPDF形式の電子ファイルにより行うことができる。

(掲載の中止)

- 第 10 条 担当課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県ホームページへの掲載を中 止することができる。
 - (1) 第2条に該当しないと認められるとき。
 - (2) 第6条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき。
 - (3) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないと認められるとき。

(免責)

第11条 長野県は、県ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等に関する県ホームページへの掲載について必要な事項は、担当課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

長野県ホームページへの掲載等申請書

年 月 日

長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課長 様 所在地

事業者名等代表者職氏名



長野県ホームページに自社の情報を掲載等(新規掲載・記載事項変更・掲載終了)したいので、「自転車損害賠償保険等に関する長野県ホームページへの掲載要綱」に同意の上、関係資料を添えて申請します。

記

| | 申 請 内 容 | □新規掲載 □掲載事項変更 □掲載終了 |
|-------------|---------|-------------------------------------|
| 県 | 事業者名 | 正式名称 通称名 ※掲載を希望する場合のみ |
| Н | | ※名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を簡潔に記載 |
| P 掲 載 | 問合せ先 | 次石が、 电面笛 5 ℃ グ他の建构儿、 文刊 日时 を 間条に 山戦 |
| 事 | リンク先ページ | |
| 項 | URL | |
| | その他 | 商品名 年齢制限等 |
| 掲載開始又は | | □ 無(県の確認終了後、速やかな掲載(掲載終了)を希望) |
| 終了についての | | □ 有(年 月 日 午前・午後 時をもって開始・終了) |
| 希望日時 | | |

(添付資料) ※新規掲載、掲載事項変更の場合のみ。

- 1 申請者が自転車損害賠償保険等を扱っていること(要綱第2条)を確認できる資料
- 2 リンク先ページ(最初に表示されるページ)をヘッダー及びURLが表示 された状態で印刷したもの

| 所属 | |
|---------|--|
| 担当者 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |